

# 福祉民生常任委員会会議録

平成24年7月13日

北見市議会

午前 9時59分 開 議

○(伊藤委員長) ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(辻局長) ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は7名、全員出席であります。

以上であります。

○(伊藤委員長) 本日は、委員改選後最初の委員会でございますので、配付しておりますレジュメに従い、まず各部局の所管事項について説明を求め、その後改めて報告案件に入ってまいりたいと思います。

なお、各委員にご連絡しておりました案件に加えまして、市民環境部及び保健福祉部より案件追加の申し出がありましたので、よろしく願いいたします。

また、所管部職員の自己紹介については、各部局の所管事項説明に入る前の休憩中にそれぞれ行ってまいりますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休 憩

午前10時03分 再 開

○(伊藤委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、市民環境部の所管事項を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(皆川部長) それでは、お手元に配付させていただいております資料に基づき、市民環境部の組織と所管事項につきましてご説明をさせていただきます。

委員会資料1ページ、2ページをごらんいただきたいと存じます。市民環境部は、部長職1名、次長職2名、課長職14名、係長職25名、課員48名、再任用4名、総勢94名で構成されております。所管する課等につきましては、市民の声をきく課、戸籍住民

課、相内支所、上常呂出張所、仁頃出張所、東相内出張所、市民活動推進室市民活動課、市民活動推進室市民協働推進課、環境課、廃棄物対策課、クリーンライフセンターでございます。

次に、市民環境部の事務分掌についてでございますが、委員会資料3ページ上段でございます。

(1)の広報、広聴及び市民相談に関する事項から(12)の廃棄物に関する事項まで都合12項目を担当しております。

続きまして、次長職の事務分担及び室、課等の事務分掌につきましてそれぞれ次長、室長及び課長、主幹から説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○(大野室長) それでは、市民活動推進室長、市民環境部次長の事務分担について説明させていただきます。

委員会資料3ページ中ほどでございます。(1)の市民の声をきく課にすることから(8)の市民活動推進室市民協働推進課に関することを担当しております。

以上でございます。

○(佐野課長) それでは、市民の声をきく課所管の事務分掌についてご説明させていただきます。

資料4ページ上段でございます。(1)、広報、広聴にすることから(6)、部内の調整及び庶務に関することとなっております。なお、(3)、消費生活にすることから(5)、消費生活審議会に関することにつきましては、市民環境部主幹の特命事項となっているところでございます。

また、担当係長の事務分担につきましては、資料6ページ上段、広報担当から市民相談担当まででございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○(神野主幹) それでは、消費生活担当主幹所管の事務分掌についてご説明いたします。

資料4ページ上段でございます。市民の声をきく課所管の事務分掌のうち(1)、消費生活にすることから(3)、消費生活審議会に関することまで

でございます。

また、担当の分担事務につきましては、資料6ページ中段、消費生活担当でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○(今田課長) 戸籍住民課所管の事務分掌についてご説明させていただきます。

資料4ページ中段でございます。(1)、住民基本台帳、戸籍及び印鑑登録に関することから(6)、火葬場に関するところまででございます。(7)、国民年金に関するところにつきましては、市民環境部主幹の特命となっているところでございます。

また、担当係長の事務分担につきましては、資料7ページ下段から8ページの庶務担当、戸籍担当、窓口担当、市民サービスセンター担当でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○(三浦主幹) 引き続き、戸籍住民課所管の事務分掌のうち市民環境部主幹の事務分掌についてご説明させていただきます。

資料4ページ下段でございます。(1)、国民年金に関するところでございます。

また、担当係長の事務分担につきましては、資料8ページ中段の国民年金担当でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○(佐々木支所長) それでは、相内支所、上常呂出張所、仁頃出張所、東相内出張所の4支所・出張所が所管いたします事務分掌についてご説明させていただきます。

委員会資料5ページ下段となります。4所に共通する事務分掌につきましては、相内支所の欄をごらんください。(1)、住民基本台帳、戸籍及び印鑑登録に関することから(3)、各種届出書の受け付け及び証明書等の交付に関するところ、相内支所では(5)、3出張所では(4)、前3号に定めるもののほか、市長が必要と認めたことまででございます。このほか、相内支所におきましては、相内地区住民センターに関するところを所管しております。

以上でございます。

○(近藤課長) それでは、市民活動課所管の分掌事務についてご説明いたします。

資料では、4ページ中段でございます。(1)の市民活動に関するところから(6)の男女共同参画審議会に関するところまででございます。(7)、国際交流に関するところにつきましては、市民活動推進室主幹の特命事項となっているところでございます。

また、担当係長の事務分担につきましては、資料6ページ下段の市民活動担当から7ページの交通安全担当まででございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○(塩浜主幹) 事務分掌につきましては、資料4ページ中段の市民活動課所管事務のうち国際交流に関するところを所管いたします。

また、担当係長の事務分担につきましては、資料7ページ中段の国際交流担当でございます。

私からは以上です。

○(成田課長) 次に、市民協働推進課所管の事務分掌についてご説明いたします。

委員会資料4ページ中ほどですが、(1)、地域コミュニティの活性化に関するところから(3)、市民協働の意識の啓発に関するところまででございます。

また、担当係長の事務分担につきましては、資料7ページ中ほどの市民協働推進担当にかかわる部分7項目でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○(大野室長) それでは、私から主な取り組みなどについて説明をさせていただきます。

外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となるなどの住民基本台帳法の一部を改正する法律が本年7月9日に施行されたところでございます。この法改正に伴い、住民記録システムの改修や新制度への移行作業、窓口の事務処理体制の見直しなどを進めてまいりました。今後におきましても、住民の利便の増進に資するよう取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

次に、海外姉妹・友好都市との交流についてでございますが、ロシアサハリン州ポロナISK市との友好都市提携が40周年を迎え、7月26日から31日までの日程で副市長、市議会議長を初めとした公式訪問団と大正琴奏者の文化交流団、そして北見日口親善協会の合わせて13人でポロナISK市を訪問し、友好都市提携40周年記念事業に参加する予定となっております。また、カナダアルバータ州バーヘッド町との姉妹都市提携が20周年を迎え、8月11日から18日の日程でバーヘッド町長を初め10人の訪問団の皆様をお迎えし、20周年記念事業を行う予定となっており、さらなる交流を深めてまいりたいと考えております。

次に、現在当部で取り組んでおります住民協働組織についてでございますが、北見市まちづくり基本条例の基本原則で定める協働のまちづくりにつきましては、北見市市民協働推進指針に基づき地域コミュニティ活動を推進し、協働のまちづくりを進めるための組織として北見自治区のおおむね小学校区ごとに住民協働組織の設立を進めているところでございます。これまでに6組織が設立されておりましたが、去る9日に高栄小学校区において新たな住民協働組織が設立されたところでございます。今後におきましても、未設立地域に対しまして積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○（山本次長） それでは、私の所管する事務分掌についてご説明いたします。

委員会資料3ページ下段でございます。（1）、環境課に関する事、（2）、廃棄物対策課に関する事、（3）、クリーンライフセンターに関する事でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（松崎課長） 環境課所管の事務分掌についてご説明させていただきます。

資料4ページ下段でございます。（1）、環境衛

生意識の啓発及び指導に関する事から（8）、環境保全の企画調整に関する事まででございます。

また、各担当係長の事務分掌につきましては、資料8ページ中段の生活環境担当から環境保全担当まででございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○（岩谷課長） 廃棄物対策課所管の事務分掌についてご説明させていただきます。

資料5ページ上段でございます。（1）、一般廃棄物処理にかかわる計画に関する事から（8）、し尿の収集運搬及び処理に関する事まででございます。次の（1）、一般廃棄物にかかわる周知、啓発及び指導に関する事と（2）の廃棄物の不法投棄の防止及び指導に関する事につきましては、啓発担当主幹の特命事項となっております。

また、担当係長の事務分掌につきましては、資料8ページ下段の計画担当から9ページ中段のスクラムミックス担当まででございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○（山本次長） それでは、廃棄物対策課所管の事務分掌のうち市民環境部主幹、啓発担当の事務分掌についてご説明させていただきます。

委員会資料5ページ中段でございます。（1）、一般廃棄物にかかわる周知、啓発及び指導に関する事、（2）、廃棄物の不法投棄の防止及び指導に関する事まででございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（今所長） それでは、クリーンライフセンター所管の分掌事務につきまして説明させていただきます。

資料5ページ中段でございます。（1）、廃棄物の処分に関する事、（2）、廃棄物処理施設の維持管理に関する事まででございます。

また、各担当係長の事務分掌につきましては、資料9ページ下段の庶務担当と施設管理担当でございますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○（山本次長） それでは、私から所管いたしております事務のうち主な課題についてご説明させていただきます。

初めに、環境課では、2011年7月24日からのテレビ放送のデジタル化に伴い、新たな難視聴地域の対策として、国の補助金を財源に今年度仁頃地区においてデジタル中継局の新設整備を進めているほか、北見若葉局、常呂局、留辺蘂大富局ではTVhを受信できるよう施設整備を進めております。また、開成、平里、厚和地区では、地域の皆さんと協議しながら共聴施設の整備を進めているところです。

次に、クリーンライフセンターについてであります。当施設は平成13年4月の本格稼働から11年を経過し、機械設備に老朽化が見られ、一部機器には既に耐用年数を超えているものもあります。こうしたことから、焼却施設全体の延命化を図るため、本年度中に長寿命化計画を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○（伊藤委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（菊池委員） 1つだけお聞きをしたいのですが、先日住民協働組織が高栄地域でということで報道されましたけれども、どのような経過でなったのか地域の方々にはほとんど知らないのです。その点の地域の方々への周知というのは、その協働組織がやるものなのか市が率先してやるものなのか、そのあたりがわからないものですから教えていただきたい。

○（成田課長） 菊池委員からご質問をいただきました住民協働組織につきましては、9日に高栄小学校区で設立されたわけなのですけれども、設立の経過に当たりまして、連合町内会を中心に設立の話を進めていたわけなのですが、それが町内会の各戸までにすべて周知されているかという、現実的にはそこまでいっていない部分も多少あるかと思っております。設立後には事業として広報活動をするようにということで義務づけをしておりますので、今後町内会の

すべてに住民協働組織の活動が報告されていきます。その後に皆さんに周知されるということになっておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○（皆川部長） 菊池委員のご質問でございますが、住民協働組織についてはあくまでも住民協働、地域の総意に基づいて設立されるという組織になってございます。高栄地区につきましては、単位町内会の役員さんベース、それから連合町内会の役員さんベースが先行して話を進めていたという経過がありまして、ご指摘のように個々の会員の皆様には一部その周知が行き届いていないという部分があるかと思っております。これらにつきましては、設立されました住民協働組織の役員さんとも十分協議しながら、住民協働組織の意義が各会員様の個々の意識の中に浸透するように、啓発活動等につきましてもご理解いただきますように進めさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

○（菊池委員） これから周知が進むであろうということだったのですけれども、先ほど説明があったように、連合町内会を中心といたしますが、以前はほとんどの町内会が入っておりましたけれども、現在は相当歯抜けの状態になっておりますので、そういう点では高栄小学校区域となっていて、そういう意識を持っている市民の方は全然我々そっちのけなのだという思いをするのではないかと思います。今後周知ということなのですけれども、やはり住民協働組織という名前で作る以上、ある程度その地域の住民に事前のお知らせが必要なのではないかと感じますので、今後ともそのような方向でかかわっていただきたいと思っております。

以上です。

○（宮沢委員） 1つは、ロシアとの姉妹友好都市の関係なのですけれども、長年続けているわけですが、ほかの姉妹友好都市の絡み等考えて、もう一工夫か二工夫する必要があるのではないかと思います。

さらにまた、スクラムミックスの関係なのですけ

れども、昔は農家の受け入れ組合のようなところがあって、そこに処分というか、肥料の再利用として使われていたと思いますが、その辺についてどうなっているのかということ。

それから、先ほどクリーンライフセンターの長寿命化のお話がありましたけれども、長寿命化を行うことによって何年ぐらい寿命が延びるのかということをお伺いしたいと思います。

○（塩浜主幹） 宮沢委員から、ロシアのポロナISK市との友好関係にもう少し工夫が必要ではないかというご指摘をいただいたところです。本年7月26日から31日にかけて40周年記念事業ということでポロナISK市を公式訪問団、それから大正琴の文化交流訪問団ということでかの地を訪問することになっております。あわせて、姉妹関係にあります北見わかば幼稚園、それからポロナISK市の第一幼稚園、園児同士の作品交換を行うことにもなっております。また、これにあわせまして関連事業としまして北見日ロ親善協会とポロナISK北見友好協会、2年ごとに相互の地で実施をしておりますけれども、今回はポロナISK市で日ロシンポジウムが行われます。この中で向こう2年間の交流の方向性ですとか、特定のテーマを設けて意見交換がなされるわけでございます。こちらのほうでもまた新たな交流の展開、テーマ等も話し合われるということでございますので、ことしの40周年、今後の50周年、60周年に向けてまた工夫した取り組みも行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○（岩谷課長） スクラムミックスの状況でございますけれども、市内で収集しているし尿のほか、置戸町、訓子府町の分を合わせまして現在スクラムミックスの施設の中に投入されております。その後下水道のほうで下水道汚泥と一緒に処理しておりますので、できた堆肥につきましては堆肥組合というところを通りまして一般の農家に還元されているという形になってございます。

以上でございます。

○（今所長） 長寿命化計画についてでございますが、今年度で長寿命化計画を策定いたしまして、平成25年度施設設計、平成26年度から平成30年度で施設の整備を予定してございます。

延命化について大体何年ぐらい延びるのだというご質問でございますが、約15年程度を想定してございます。

以上でございます。

○（菊池委員） 当初は15年ですね。長寿命化計画で15年延びるということは、30年までは大丈夫だという意味なのでしょうか。

○（今所長） 当初計画15年でございますので、30年までいけるということで考えてございます。ただ、現在長寿命化計画を策定中でございますので、個々の機器については今後の設計の段階でどうなっていくかということがあろうかとは存じます。

○（伊藤委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（伊藤委員長） なければ、以上で市民環境部の所管事項を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

---

午前10時32分 再開

○（伊藤委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総合支所市民環境課及び温根湯温泉支所の所管事項を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（藤澤総合支所長） 端野総合支所の組織機構についてでございますが、端野総合支所は総務課から建設課までの5課で構成されておまして、総員は44名となっております。

端野総合支所市民環境課の組織機構及び分掌事務につきまして担当課長よりご説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○（赤間課長） それでは、委員会資料に基づき端野総合支所市民環境課の組織機構及び分掌事務につきましてご説明をさせていただきます。

委員会資料1ページに組織機構図を記載させていただいておりますが、端野総合支所市民環境課は課長職が1名、係長職3名、課員3名の7名体制でございます。

次に、委員会資料2ページに事務分掌表を記載してございますが、（1）、広報、広聴に関することから（20）、その他市民環境に関することまでとなっております。

次に、委員会資料3ページの事務分担表でございますが、端野総合支所市民環境課は市民活動、戸籍住民、環境衛生担当の3係で、合計20項目にわたる事務を所管してございます。

端野総合支所市民環境課の組織機構及び分掌事務の概要は以上でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○（田上総合支所長） 常呂総合支所の組織機構でございますが、総務課から建設課まで5課で構成され、職員46名の体制となっております。

それでは、常呂総合支所市民環境課の組織機構及び所管をいたします分掌事務につきまして市民環境課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○（三嶋課長） それでは、委員会資料に基づきまして常呂総合支所市民環境課の組織機構及び分掌事務につきましてご説明させていただきます。

資料1ページに組織機構図を記載させていただいておりますが、市民環境課は課長職1名、係長職3名、課員3名の7名体制でございます。

次に、2ページの事務分掌でございますが、（1）、広報、広聴に関することから個別事項（3）、日吉出張所に関することとなっております。

次に、3ページの事務分担でございますが、市民環境課は市民活動、戸籍住民、環境衛生担当の3係で、合計23項目にわたる事務を所管しております。

常呂総合支所市民環境課の組織機構及び分掌事務の概要は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（三田総合支所長） 次に、留辺蘂総合支所の組織機構でございますが、留辺蘂総合支所は総務課から建設課までの5つの課と温根湯温泉支所及び養護老人ホーム静楽園で構成され、総員は65名となっております。

それでは、留辺蘂総合支所市民環境課及び温根湯温泉支所の組織機構及び所管をいたします分掌事務につきまして市民環境課長、温根湯温泉支所長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○（飯塚課長） それでは、委員会資料に基づき留辺蘂総合支所市民環境課の組織機構及び分掌事務につきましてご説明させていただきます。

委員会資料1ページに組織機構図を記載させていただいておりますが、市民環境課は課長職1名、係長職3名、課員3名の7名体制でございます。

次に、委員会資料2ページに事務分掌を記載してございますが、（1）、広報、広聴に関することから（20）、その他市民環境に関すること、市民環境課の個別事項として（1）、瑞穂出張所に関することの合計21項目となっております。

次に、委員会資料3ページに事務分担でございますが、市民環境課は市民活動、戸籍住民、環境衛生担当の3係で、合計21項目にわたる事務を所管しております。

留辺蘂総合支所市民環境課の組織機構及び事務分掌の概要は以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○（川越支所長） 次に、留辺蘂総合支所温根湯温泉支所の組織機構及び分掌事務につきましてご説明させていただきます。

委員会資料では、1ページ下段になります。温根湯温泉支所は、課長職1名、係長職1名、課員1名の3名体制でございます。

次に、委員会資料2ページ下段に事務分掌を記載してございますが、(1)の住民基本台帳、戸籍及び印鑑登録に関する事など7項目となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○(伊藤委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(宮沢委員) まず、端野総合支所の関係なのですけれども、愛和産業株式会社のところの市道で前に交通事故がありました。その関係で道路の整備をしていただきたいというお話が総合支所に届いていると思ひますけれども、これらの整備計画についてお伺いしたいと思ひます。

さらにまた、常呂総合支所の関係なのですけれども、古い公営住宅がありますが、そのままの状況で放置されているわけで、この解体をしなければならぬと思ひます。これらの解体計画とあわせて津波の関係で公営住宅の高層化の話もありますけれども、これらの関係についてどうなっているのかということをお伺いしたいと思ひます。

さらにまた、留辺蘂自治区の山の水族館がオープンされまして、計画どおり推移されているのかどうか、この点についてお伺いをいたします。

以上です。

○(伊藤委員長) 暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

---

午前10時41分 再開

○(伊藤委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○(藤澤総合支所長) 宮沢委員の端野自治区の10号線の道路の関係だとお伺いいたしました。その関係のご質問でございますけれども、ただいま資料を持ち合わせてございませんので、後で正確な情報をお伝えしたいと思ひますので、よろしくお願いた

します。

○(田上総合支所長) 宮沢委員からご質問いただきました旧公営住宅の解体問題と津波災害に対する公営住宅の備えについてでございますが、確かに地域に古くなった公営住宅、入居もしていない状況のものが散在してございます。それらについては防犯上の問題等ございますので、これらについては解体すべく関係部局と協議をしまひたいと思ひてございます。

それと、津波災害に係る公営住宅の高層化の問題でございますが、ご存じのとおり、常呂自治区につきましては津波災害が生じるおそれがあるということで、今後の問題としてとらえてございます。できるだけ早い時期にこれら高層化に向けてどういったことが考えられるのか、あるいはどういった配置にしていくのかということを含めまして、それもあわせて関係部局と鋭意協議をしまひたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○(三田総合支所長) 水族館の入り込み状況でございます。7月7日にオープンして、きのう12日までの6日間で約7,000名ということで、非常にいいスタートが切れたものと思ひております。

○(斎藤委員) それぞれ総合支所の市民環境課には3つの係があるということで、その事務分掌をお伺いしましたが、その他市民環境に関する事というのは例えばどのような内容なのか、それが1点。

もう一点は、端野総合支所と常呂総合支所についてはその他市民環境に関する事事務分掌は市民活動係が所管してしまひますが、留辺蘂総合支所だけ環境衛生がそれを所管してると、そのように留辺蘂総合支所だけ違うのは何か理由があるのかも教えてください。

○(伊藤委員長) 暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

---

午前10時46分 再開



○（伊藤委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（赤間課長） ただいまのご質問でございますけれども、市民環境課の市民活動の（9）にその他市民環境に関する事項という所管がございますけれども、この（9）番につきましては市民環境課の3つの係に属さない事項につきまして端野総合支所におきましては市民活動のほうで総括的に担当しているという形になってございます。

○（飯塚課長） 留辺薬総合支所の市民環境課に環境衛生係のほうに（7）、その他市民環境に関する事項ということ、ほかの総合支所とは違うふうになってございますけれども、この部分につきましては留辺薬総合支所だけ置戸町、訓子府町とあわせた富丘最終処分場がありますので、その業務に関する事を環境衛生でやるということで、留辺薬総合支所だけ環境衛生担当にその他市民環境に関する事項という事務分担が入っていると思われま。

○（斎藤委員） 私が聞きしたのは、その他市民環境に関する事項ということ、例えばどのようなことなのかということをお伺いしたので、どこの係に所属しているというのは見たらわかります。留辺薬総合支所のお答えはよくわかりました。もう一度端野総合支所と常呂総合支所のほうでご説明願えないかと思ひます。

○（伊藤委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時54分 再開

○（伊藤委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（赤間課長） ただいまのご質問でございますけれども、事例ということでございますが、広く市民活動に関係するということ、この市民活動のほうで担当してございます。（1）番から（8）番の中に

ない中では、例えば防犯、あるいは暴力追放、社会を明るくする運動等市民に関係する活動を市民活動担当のほうで実施してございます。

以上です。

○（鈴木（史）委員） 常呂総合支所にお聞きします。

火葬場の基本的な考え方を聞きたいと思うのですが、田上総合支所長、いいですか。これは合併時に、新築はしないけれども、できるだけ今あるものを長く使わせるという方向で方針が決まったのです。それで、常呂自治区の斎場については、今随時臨時的な補修はしてもらっています。先ほどクリーンライフセンターの長寿命化の問題がありましたけれども、あれと同じように、これから何年ぐらい先まで使えるようにしたいと思っているのか、そこら辺の基本的な考え方があれば聞かせてほしいのです。

○（宮沢委員） 留辺薬総合支所の関係なのですが、大雪山の遭難だとか、あるいはがけ崩れだとか、そのような場合の対処は総合支所でやると思ひますけれども、その辺について。

また、常呂総合支所は津波の問題などがありますし、海難事故もあります。そういう部分の訓練だとかということも含めて答弁を求めたいと思ひますし、さらにまた、公営住宅の建てかえの関係で津波対策も含めて高層化の4階建てだとか5階建てだとかということになるのだろうと私は思ひますけれども、その場合やはりいつ来るかわからない地震だとか津波の想定でありますので、一日も早い策定に取りかかって市民の安心・安全のためにそれぞれの総合支所は努力しなければならないと思ひますけれども、その辺についての再度のご答弁をお願いいたします。

○（斎藤委員） また事務の内容なのですが、常呂総合支所のみが（11）番、外国人登録に関する事項という事項になっておりますが、ほかの総合支所は中・長期在留者住居地届け出等に関する事項と内容が違う理由というか、何か背景があるのか教えてください。

○（伊藤委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

---

午前11時03分 再開

○（伊藤委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（三嶋課長） ただいまの斎藤委員からの戸籍住民の分掌事務でございますけれども、常呂総合支所だけ外国人登録に関する事になっているということでございます。これにつきましては本年7月9日から外国人登録事務が廃止されまして、中・長期在留者及び特別永住者の住居地届け出事務と規則が改正になってございますけれども、常呂総合支所の場合修正がまだなされておりました。大変失礼いたしました。

○（田上総合支所長） それでは、鈴木委員から火葬場の今後の問題についてご質問いただきました。この問題につきましては、ただいま庁内でどのように取り扱っていくのかということで協議中でございますが、できる限りもつものであればということの考え方も生かしながら、その答えが出るまでの間はもたせたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、宮沢委員からご質問いただきました公営住宅の高層化の問題でございます。これにつきましては、現在常呂総合支所内ではいろいろと検討中ございまして、今後はそういったことを早急に答えを見出すように努めてまいりたいと考えますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○（三田総合支所長） 宮沢委員からの山の遭難、あるいはがけ崩れといった災害、事故等の対応でございます。地元の警察だとか消防署、あるいは国・道の関係機関、それから関係団体、そういうところと連携して連絡をとりながら対応しております。

以上でございます。

○（田上総合支所長） 宮沢委員からご質問いただきました海難事故等に対する訓練ですが、これにつきましては市民の方たちの周知等も含めまして、十分に理解を得なければならないということで毎年のように実施していかなければいけない部門だと考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○（斎藤委員） お答えをいただいたのですが、常呂総合支所の資料の表記について、本来であれば中・長期在留者住居地届け出等に関する事と変えるべきだったけれども、それがされていないという、ただそれだけのことだったのですね。やはりしっかりとその点は、これは単なる誤字脱字ではなく制度が変わるということなのですから、そこは間違っはいけないと。今後気をつけていただきたいと思っております。

○（田上総合支所長） 斎藤委員からご質問いただいた内容につきまして、私どもの不備がございました。こういったことが今後ないように十分気をつけてまいりたいと存じますので、お許しをいただきたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

○（伊藤委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（伊藤委員長） なければ、総合支所市民環境課及び温根湯温泉支所の所管事項を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

---

午前11時11分 再開

○（伊藤委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部の所管事項を議題といたします。理事者の説明を求めます。

○（藤田部長） それでは、お手元に配付させていただいております資料に基づき、保健福祉部の組織と所管事項につきまして説明をさせていただきます。委員会資料1ページの網かけ部分をごらんいただ

きたいと思います。保健福祉部は、部長職1人、医師職1人、次長職3人、課長職13人、係長職43人、課員は再任用2人を含めまして167人、合わせましてトータルでその上のほうに書いてございますけれども、228人で構成されております。

次に、保健福祉部の事務分掌でございますが、委員会資料3ページ上段をごらんいただきたいと思っております。(1)、社会福祉に関する事項から(6)、次世代育成に関する事項まで都合6項目を担当してございます。

また、公務のため欠席しております森参事の担任事務につきましては、上ところ診療所における患者の診療に関する事を担当しているところでございます。

続きまして、次長職の事務分担及び課等の事務分掌につきましてはそれぞれ次長、室長及び各課長から説明をさせていただきます。また、その後各課での主な課題等につきまして次長、室長から報告させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

○(平野次長) それでは、私の所管事項についてお手元の委員会資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

資料1ページ上段中ほどをごらんください。私の担当する所管は、民営化担当主幹から保護課までとなっております。

次に、同じく委員会資料3ページ中段をごらんください。担任事務につきましては、(1)の保健福祉部の総括に関する事から(6)の保護課に関する事まででございます。

私からは以上でございます。

○(大栄課長) それでは、私から社会福祉課の所管事項についてご説明させていただきます。

委員会資料1ページ上段右側をごらんください。私の担当する所管は、総務担当から障がい相談担当までの4担当となっております。

次に、委員会資料4ページ上段をごらんください。

社会福祉課の事務分掌は、(1)、社会福祉に係る計画推進に関する事から(18)、部内の調整及び庶務に関する事まででございます。

私からは以上でございます。

○(駒井課長) それでは、私から介護福祉課の事務分掌についてご説明させていただきます。

資料1ページ中段右側をごらんください。私の担当する所管は、庶務・指導担当から高齢者支援担当までの6担当です。

次に、委員会資料4ページ中段をごらんください。介護福祉課の事務分掌は、(1)、高齢者の保健及び福祉に関する計画推進に関する事から(8)、福祉有償運送協議会に関する事まででございます。

私からは以上でございます。

○(安井課長) それでは、私から保護課の所管事項についてご説明させていただきます。

資料1ページ中段右側をごらんください。私の担当する所管は、経理担当から保護第3担当まででございます。

次に、委員会資料4ページをごらんください。保護課の事務分掌は、(1)、生活保護法による保護費の給付に関する事から(4)、行旅病人及び行旅死亡人に関する事まででございます。

私からは以上でございます。

○(高畑次長) それでは、私の所管事項につきましてご説明をさせていただきます。

資料1ページ下段をごらんください。担当する所管につきましては、健康増進担当主幹、国保医療課、次のページ上段、健康推進課並びに下段、上ところ診療所となっております。

次に、委員会資料3ページをごらんください。担任する事務につきましては、(1)の保健福祉部健康増進担当主幹の事務に関する事から(4)の上ところ診療所に関する事まででございます。

以上でございます。

○(木村課長) それでは、国保医療課の所管事項についてご説明させていただきます。

資料1 ページ下段右側をごらんください。担当する所管は、庶務担当から特定健診担当までの5担当でございます。

次に、資料4 ページ下段をごらんください。国保医療課の事務分掌でございますが、(1)、国民健康保険事業に関することから(5)、乳幼児等及び重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関することまででございます。

以上でございます。

○(梅田課長) それでは、私から健康推進課の所管事項についてご説明させていただきます。

資料2 ページ上段右側をごらんください。私の担当する所管は、管理担当から保健予防担当までの5つの担当でございます。

次に、資料5 ページ上段でございます。健康推進課の事務分掌は、(1)、健康づくり計画に関することから(10)、その他保健に関することまででございます。

次に、そのページ下段、上とところ診療所の事務分掌は、(1)、患者の診療及び医療事務等に関すること、(2)、診療所の運営、維持及び管理に関すること、(3)、その他市長が必要と認めたことでございます。

私からは以上でございます。

○(三樹室長) それでは、私の所管事項についてご説明させていただきます。

委員会資料2 ページをごらんください。担当する所管でございますが、子ども支援課から留辺蘂自治区保育担当主幹までとなっております。

次に、委員会資料3 ページ下段をごらんください。子育て支援推進室長の担任意務は、(1)、子育て支援推進室主幹(計画担当)の事務に関することから(7)、保育課に関することまででございます。

次に、委員会資料5 ページをごらんください。子ども支援課事務分掌についてご説明させていただきます。(1)、児童福祉法による施設の入所に関することから(6)、児童相談に関することまででござ

います。

私からは以上でございます。

○(山口センター長) 続きまして、子ども総合支援センター事務分掌につきましてご説明をさせていただきます。

資料5 ページ中段をごらんください。子ども総合支援センター、(1)、総合支援センターの管理・運営に関することから(9)、その他障がい児の支援に関することまででございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○(堀越課長) それでは、私から保育課の所管事項についてご説明させていただきます。

委員会資料2 ページ中段右側をごらんください。私の担当する所管は、保育担当から高栄保育園までの3担当、7保育園でございます。

次に、委員会資料5 ページ下段をごらんください。保育課の事務分掌は、(1)、保育園の入退園に関することから(9)、認定こども園に関することまででございます。

私からは以上でございます。

○(平野次長) 引き続きまして、私の担任する事務におきます主な課題等についてでございますけれども、社会福祉課では、1つ目といたしまして第2期地域福祉計画、障がい者計画及び昨年度策定いたしました第3期障がい福祉計画の推進に取り組んでいるところでございます。

2つ目といたしましては、社会福祉法人の認可、指導監督の権限が北海道から市へ移譲することが決まっております。オホーツク総合振興局管内3市29法人のうち、21法人が北見市に引き継がれることになり、平成25年4月実施に合わせまして準備を進めているところでございます。

次に、介護福祉課では、昨年度地域で支え合い高齢者が安心して生き生きと暮らせるまちを目指してを基本理念として第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、推進に取り組んでいるところでございます。

次に、保護課では、生活保護の実施につきまして適正に行ってまいりたいと考えております。

最後になりますが、新たに民営化担当主幹を配置いたしまして、市立養護老人ホーム静楽園とそこに併設しておりますふれあいセンターの今後のあり方、方向性に関しまして民営化が可能かどうか、総合支所と連携し、調査検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○（高畑次長） 続きまして、私が担任いたします事務における主な課題等についてでございますが、初めに国保医療課所管についてであります。国民健康保険では、急速な高齢化の進展や医療の高度化に伴い医療費の増加傾向が続く中、国保の構造的な問題といたしまして被保険者の多くが高齢者や所得の少ない方の加入割合が高く、運営の安定化が大きな課題となっております。このことから保険料の収納率の向上、人間ドック、脳ドックなどの保健事業の推進並びに特定健診、保健指導事業を推進することにより医療費の適正化に努めますとともに、全国市長会を通し国庫負担割合の引き上げなど、国保財政基盤の拡充強化を図り、国の責任と負担において実効ある措置を講じること、特に低所得者層に対する負担軽減策の拡充など、引き続き要請してまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度についてであります。現在開会中の第180回通常国会に提案されております社会保障制度改革推進法案の中で社会保障制度改革国民会議を設置し、その会議で今後の新たな高齢者医療制度についての検討が行われることとされていることから、この法案の動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、健康推進課所管では、各種健康診査事業や検診事業の受診率の向上でございますが、特に当市におけるがん検診の受診率が国並びに道の平均よりも比較して低いことから、市民の皆様あらゆる機会を通じてがんに関する知識の周知に努めま

すとともに、民間企業や各種イベントとのタイアップによる啓発活動を行っていきたいと考えております。さらに、市民の生活習慣の改善や健康の保持、増進に向けましては、ただいま第2期北見市健康増進計画を策定しておりますが、北見市民の健康寿命が延びるよう具体的な施策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○（三樹室長） それでは、子育て支援推進室の主な課題等でございますが、4月より法改正となりました児童手当等の支給事務、ひとり親家庭等の支援、要保護児童対策などが主な取り組みであります。また、児童手当等の支給事務につきましては、現況届などの関係書類の提出など効率のよい事務処理方法の検討が課題となっております。

次に、子ども総合支援センターきらりの主な課題等でございますが、平成22年度に改築され、平成23年度から供用を開始し、児童の発達に悩みや心配のある保護者の相談を受け、親子で通所して療育や個別指導が図られるように対応しております。また、昨年度に比べ今年度の利用が増加していることから、今後も専門性を持った職員の支援体制の充実を図ることが必要であると考えております。

次に、保育課の主な課題等でございますが、保育課の施設整備につきまして平成25年度より社会福祉法人へ移管が予定されております南保育園につきましては、現在8月中旬をめどに新園舎に係る実施設計の策定作業を進めており、新園舎建築工事につきましては9月上旬から2月下旬を予定しているところでございます。留辺蘂自治区では、本年10月にこれまでございませんでした子育て相談センターをさかえ保育園の一部を改修し設置するため、現在工事を進めているところであります。また、国の動向でございますが、6月末に衆議院で可決されたいわゆる社会保障と税の一体改革に関連する子育て3法案ですが、今後参議院での審議が行われることとなっておりますが、この法案が可決した場合は市町

村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられることなどから、今後の法案の動きを注視してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○（伊藤委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（宮沢委員） 野田内閣の社会保障と税の一体改革によって福祉に予算を使うのだという話がありますが、具体的に現状の北見市の行われている福祉政策でどんなメリットがあって、どの部分が改善されるのかという見通しについてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○（菊池委員） 先ほど平野次長からの説明で社会福祉法人の認可・指導監督権限が道から市への移管と聞いたのですが、管内29法人のうち北見市に21法人と。この移管の内容が例えば北見市の事務体制などというところに影響するのでしょうか、それから許認可、指導などとなりますと今の体制というのが十分なのかどうか、その辺どのような内容で道から市に移管されるのかという点をお聞きしたい。

以上です。

○（三樹室長） それでは、私から宮沢委員の現在検討されている法案がもし実施された場合のメリット等についてということでございます。子育て関連の部分でいきますと、現在保育園あるいは幼稚園というものがございますけれども、これらにつきましてはそれぞれ国の所管も厚生労働省、文部科学省ということで分かれております。そうしたことから、財源的にもそれぞれ2本立てという形になっております。今法案がもし仮に成立した場合につきましては、消費税等の関連も含めて、その財源で手当てされた後にそういった予算がすべて一本化されて国から流れてくるというスタイルになるのかと現在までのところでは把握しているところでございます。それによって給付も一本化という形になりまして、今

までよりはわかりやすいお金の流れになってくるのかと。

それと、その中でも特に保育園、幼稚園に関しますと、保育園と幼稚園を一体化するという動きがあります。今回は認定こども園というもともと今ある法律をさらに一部改善して進めるということで進んでいるところでございまして、これらの部分がより全国的に推進されていくものということで考えているところでございます。

以上です。

○（木村課長） 宮沢委員からございました社会保障と税の一体改革の中での福祉部門への見込まれる影響という部分でございしますが、国保に関連するものとしたしましては、先ほど次長から課題の中でもありました低所得者層に対する負担軽減策の拡充強化が盛り込まれているところでございます。

以上でございます。

○（駒井課長） 介護保険につきましても、社会保障と税の一体改革含めて適正な介護サービスの効率化の重点化及び低所得者を初めとする保険料に係る国民の負担の増大を抑制できるということで、今進めているという状況でございます。

○（大栄課長） 菊池委員からの社会福祉法人の権限移譲についてであります。今現在部内で体制づくり、その他勉強会等を含めて今後部内で調整していく予定でございます。

あと、社会福祉法人の権限移譲の内容については、今道が行っている許認可、指導監督、その他問い合わせ等すべてが市におけるとい形になります。

以上です。

○（伊藤委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（伊藤委員長） なければ、以上で保健福祉部の所管事項を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 再開

○(伊藤委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総合支所保健福祉課及び静楽園の所管事項を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(藤澤総合支所長) 端野総合支所保健福祉課の組織機構及び分掌事務につきまして、担当課長よりご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○(石崎課長) それでは、委員会資料に基づき端野総合支所保健福祉課の組織機構及び分掌事務につきましてご説明をさせていただきます。

委員会資料1ページをお開きください。ここでは、端野総合支所組織機構図を記載させていただいておりますが、保健福祉課は課長職が1名、係長職が3名、課員6名の計10名体制でございます。

次に、委員会資料4ページから5ページでございます。ここでは、保健福祉課の分掌事務を記載してございますが、(1)、戦傷病者及び遺族等に関することから(35)、その他保健福祉に関するところでございます。また、個別事項といたしましてデイサービスセンターに関するところでございます。

次に、担当別の分掌事務でございますが、委員会資料では6ページから7ページでございます。保健福祉課では、地域福祉担当、国保医療担当、健康推進担当の3係で合計36項目にわたる事務を所管してございます。

端野総合支所保健福祉課の組織機構及び分掌事務の概要は以上でございます。

○(田上総合支所長) 続きまして、常呂総合支所保健福祉課の組織機構及び所管をいたします分掌事務につきまして保健福祉課長よりご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○(山崎課長) それでは、委員会資料に基づきまして常呂総合支所保健福祉課の組織機構及び分掌事務につきましてご説明させていただきます。

委員会資料1ページをお開き願います。常呂総合支所組織機構図を記載させていただいておりますが、保健福祉課は課長職1名、係長職3名、課員4名の計8名体制でございます。

次に、資料4ページから5ページに保健福祉課の事務分掌を載せてございます。(1)、戦傷病者及び遺族等に関することから(35)、その他保健福祉に関するところでございます。また、個別事項といたしまして(1)、高齢者福祉住宅に関することから(4)、北見市医師、看護師等修学資金貸し付けに関するところでございます。

次に、資料6ページから7ページには、社会福祉担当、国保・介護担当、健康推進担当それぞれの担当事務を記載してございます。

常呂総合支所保健福祉課の組織機構及び分掌事務の概要につきましては、以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○(三田総合支所長) 続きまして、留辺蘂総合支所保健福祉課及び静楽園の組織機構と所管をいたします分掌事務につきまして保健福祉課長、静楽園園長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○(穴田課長) それでは、私から留辺蘂総合支所保健福祉課の組織機構及び分掌事務につきましてご説明させていただきます。

委員会資料1ページをお開きください。ここには、留辺蘂総合支所組織機構図を記載させていただいておりますが、保健福祉課は課長職1名、係長職3名、課員8名の計12名体制でございます。

次に、委員会資料4ページから5ページには、保健福祉課の分掌事務を記載してございますが、

(1)、戦傷病者及び遺族等に関することから(35)、その他保健福祉に関するところでございます。また、個別事項といたしまして(1)、ノーマライゼーション事業推進に関することから(4)、留辺蘂町看護学生修学資金貸し付けに関するところでございます。

次に、委員会資料6ページから7ページには、分掌事務を担当ごとに記載しており、保健福祉課では地域福祉担当、国保医療担当、健康推進担当の3係で39項目にわたる事務を所管してございます。

留辺薬総合支所保健福祉課の組織機構及び分掌事務の概要は以上でございます。

○(流水園長) 続きまして、留辺薬総合支所静楽園の組織機構及び分掌事務につきましてご説明させていただきます。

委員会資料1ページに留辺薬総合支所組織機構図を記載しておりますが、静楽園は課長職1名、係長職1名、課員6名の計8名体制でございます。

次に、委員会資料8ページには、静楽園の分掌事務を載せてございますが、静楽園及び留辺薬ふれあいセンターにつきましては、静楽園の基本的計画及び事業計画に関するものを初め、合わせて21項目となっております。

留辺薬総合支所静楽園の組織機構及び分掌事務の概要は以上でございます。よろしくお願いたします。

○(伊藤委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(鈴木(史)委員) 各総合支所保健福祉課の所掌事務というのは、大体35程度で同じなのですが、それぞれの課員数が8名から12名まで違いますけれども、その違う要因というのは何なのでしょう。特別よその支所から見て業務が多いような感じはしないのですけれども、説明願えますか。

○(伊藤委員長) 暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩

---

午前11時47分 再開

○(伊藤委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○(藤澤総合支所長) 鈴木委員のご質問についてでございます。保健福祉課には3係ございますが、

それぞれ自治区の人口、高齢化率等を勘案いたしまして、常呂総合支所の場合は社会福祉の関係が2人、国保・介護の関係が2人、健康推進の関係が3人、また端野総合支所につきましては地域福祉の関係が3名、国保医療の関係が2名、健康推進の関係が4名、また人口が一番多い留辺薬総合支所につきましては地域福祉の関係が4名、国保医療の関係が2名、健康推進の関係が4名という配置になってございます。

以上でございます。

○(鈴木(史)委員) 今の答弁なら全然納得できないのだけれども、こんなふうに時間とってしまったもしょうがないから、この話はまた次の機会に聞く。答弁は少し変だ。いいです。

○(伊藤委員長) ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(伊藤委員長) なければ、以上で総合支所保健福祉課及び静楽園の所掌事項を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

---

午前11時49分 再開

○(伊藤委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域医療対策室の所掌事項を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(竹内室長) それでは、私から地域医療対策室の組織機構及び所掌事項につきましてご説明させていただきます。

委員会資料1ページに組織機構図を記載させていただいておりますが、地域医療対策室は室長1名、次長1名、主幹1名、係長1名の4名の職員体制により地域医療の確保対策や夜間急病センターの運営等に関する業務を所掌いたしております。なお、夜間急病センターの事務長は、次長の事務取扱となっております。



続きまして、地域医療対策室が所管をいたします事務分掌及び主な課題につきまして次長よりご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○（津幡次長） それでは、資料1ページ、(2)番目、事務分掌についてでございますが、まず1番目、地域医療体制の確立に関する事項として、救急医療体制の構築に関することから北見赤十字病院の改築・支援に関することまで。2番目、地域医療に対する関係機関との協議に関する事項として、医師会など医療関係機関との協議に関することからオホーツク圏広域医療対策協議会に関することまで。3番目、平成23年4月1日に北見市直営で開設した北見市夜間急病センターに関する事項として、患者の診療及び医療事務等に関すること、北見市夜間急病センターの運営、維持及び管理に関することでございます。

次に、地域医療対策室の課題の主なものとしたしましては、まず北見赤十字病院の改築についてでございますが、今月27日には起工式が行われることとなっております。平成26年度に新病院の開院、平成27年度のグランドオープンに向け、本年第1回定例会でご承認いただいた予算及びその後同病院と締結をいたしました協定書に基づき、オホーツク圏3次医療圏の地方センター病院である同病院の改築事業が円滑に推進されるよう引き続き支援をしてみたいと考えております。

次に、夜間急病センターについてでございますが、資料の中ほど、機構図に記載しておりますが、医師1名に看護師、医療事務をそれぞれ配置した中、365日間、午後7時から翌朝7時までの診療体制としております。なお、医師については嘱託医師2名に加え、非常勤医師のローテーションにより行うところですが、平成23年度実績では患者数が4,373人、1日平均11.95人となり、そのうち9割が北見市民となっております。本年度におきましても、引き続き夜間における1次救急の役割をしっかりと担って

まいりたいと考えております。

次に、北見医師会が運営する看護専門学校についてでございますが、北見医師会では学校の安定的な運営確保に向け、定員が確保されている准看護学科は当面存続させる一方、定員割れが続いている昼間定時制3年課程の看護学科を廃止し、平成29年度から全日制の看護学科を開設するとともに、来年度から授業料の見直しを行うなど、経営改善に努められることといたしております。市といたしましては、地域医療を守るためには今後ともこの地域で看護師を養成し、確保をすることが必要であると考えことから、同校の存続と安定的な経営に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、地域医療対策室の所管事項及び課題について説明をさせていただきましたが、これら課題につきましては今後当常任委員会にお諮りし、ご審議いただきたいと思いますと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○（伊藤委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願ひます。

○（斎藤委員） 地域医療対策室の所管ということで、北見市夜間急病センターは地域医療対策室の所管、同じように患者の診療及び医療事務等に関するところを行っている上、診療所は保健福祉部の所管と分けている理由というのはあるのでしょうか。

○（竹内室長） ただいま斎藤委員からご質問いただきました。私ども地域医療対策室は、あくまでも臨時に設けられた部局ということでございますので、経常的な業務については保健福祉部が担っていくということでございます。地域医療対策室がこの医療問題について臨時に設置をされて、それぞれの課題について所管をしておりますから、その中でこれまで北見赤十字病院に委託をしていた夜間急病センターの問題が浮上して、緊急的に市が直営で平成23年度より運営してきているということでございますが、こういった体制が安定的な状態にいくということに

なれば、当然所管の問題については庁内で検討されていくということになるかと思っております。

以上でございます。

○（宮沢委員） 北見赤十字病院の改築に伴って、北見赤十字病院がやろうとしている高度医療のPETだとか、ヘリポートだとか、いろいろな部分で改善されると思いますが、その高度医療の関係について。

また、夜間急病センターの今後の運営について私からもお伺いしたいと思います。

さらにまた、病院内にあるお店、クリーニング屋さんだとかそういう関係で、地元の業者が入れなくなるという話もありますけれども、ぜひ地元の業者への配慮を。60億円も出しているわけですので、そういう部分で数多く地元の業者から原材料でも何でも調達できるような体制をぜひつくっていただきたいと思っております。この辺についてわかれば答弁をお願いします。

以上です。

○（津幡次長） 宮沢委員から北見赤十字病院の改築に関しまして新病院に入る店舗についてのご質問でございます。これらにつきましてはレストラン等が配置されるということでお聞きしてございますが、これらの配置につきましては委員からございました意見を踏まえまして、北見赤十字病院のほうともお話をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○（竹内室長） 私からも補足説明をさせていただきたいと思っております。

北見赤十字病院につきましては、ご案内のとおりPET—CT、あるいはドクターヘリ、ドクターカーの配備等含めて著しく高度医療の体制に向けて整備がされていくということで、私どもも非常に期待をしているところでございます。

それから、夜間急病センターの問題につきましては、平成23年度におきまして、医療問題協議会という組織がございますが、この中において検討部会が

設けられて、北見市における1次救急のあり方についてさまざまな関係者の皆様方が入った中で検討し、ことしの3月に医療問題協議会の古屋会長から市長に対して答申をいただいたという経過もでございます。その中で日曜日、休日の在宅当番医制度の問題も含めて北見市の1次救急のあり方、それから当然2次、3次救急との連携の問題について一定の方向についてご提言もいただいておりますので、それらも踏まえて私どもとしても検討を加え、また一定の方向がまとまりましたら当委員会にも説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○（宮沢委員） 北見赤十字病院に入っているテナントの関係なのですけれども、新装になったときにはチェーン店が入ってくるという話も現実にあります。したがって、今入っている皆さん方、花屋さんだとか、クリーニング屋さんとか、いろいろな地元の業者が入っていますが、これらの関係について北見赤十字病院と全部チェックする必要があると。大きな日本赤十字社の系列の病院だからということでもんもんそのように来られたら、北見市の地元の販売機会が少なくなるわけだし、職員だって、そういういろいろな絡みが出てくるので、地元の活性化も含めて言うべきことは行政としてきちんと言わなければならないと思いますので、その辺についてきちんとした対応をとっていただきたいと思っております。答弁があれば。

○（斎藤委員） 室長から事務分掌について、夜間急病センターと上ところ診療所をなぜどちらが所管するかというご回答はいただきました。夜間急病センターは、運営体制が変わって緊急的に整備を行うということで地域医療対策室が運営を所管すると、上ところ診療所については安定的に今後も存続していくということで、安定的に残すものについては保健福祉部が担当するのだというお答えでしたけれども、大変ありがたいと。今後も上ところ診療所につ

いては安心して存続が賄っていただけるのだと。本当にありがとうございます。何かお答えがあれば。

○(竹内室長) 最初に、宮沢委員からご指摘をいただきました内容につきましては、私どももしっかり今お聞きをいたしましたので、それらを踏まえて今後北見赤十字病院にお伝えするなり対応していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

また、斎藤委員から上とところ診療所の運営にかかわってご指摘をいただきました。私ども、夜間急病センターについては昨年緊急的な体制で運営してきたということがございます。今その部分が安定的な運営に乗るまではということで申し上げましたけれども、上とところ診療所の問題につきましては上とところ地区としていろいろな要望を含めて動きがございまして、いずれにいたしましても上とところ診療所については保健福祉部が所管をしておりますけれども、運営形態はどうなるともあそこで医療機能がしっかり残っていると、そして地域住民の医療が確保されていくことが非常に重要だと思っております、その分についてはしっかり庁内で連携をして対応していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○(鈴木(史)委員) HACの廃止によって派遣医師にかなりの影響を与えているという報道なのですが、当市においては何名ぐらいの医師に影響を与えているのかわかりますか。

○(津幡次長) 大変申しわけございません。手元に資料がないのですが、市内の大きな病院については医師会で調査した結果がございまして、それによりますと、延べ人数でございまして、かなり的人数に影響があるということではお聞きしているところでございます。詳しい人数につきましては、後ほどご報告をさせていただきたいと存じます。申しわけございません。

○(伊藤委員長) ほかにご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○(伊藤委員長) なければ、以上で地域医療対策室の所管事項を了します。

暫時休憩いたします。

午後 0時04分 休憩

午後 0時05分 再開

○(伊藤委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民環境部からの報告3件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(皆川部長) 引き続き、市民環境部からの報告案件3件につきまして一括してご説明させていただきます。

市民環境部からは、1点目として節電の取り組みについてご報告させていただきます。今夏の電力不足に伴い、国、北海道電力からの節電要請を受け、北見市といたしましても計画停電のような事態を招かないためにも市民、事業者の皆様にも協力を呼びかけながら積極的に節電に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目といたしまして、汽水湖環境サミットの参加についてでございますが、島根県松江市より日本最大の汽水湖、サロマ湖を抱える北見市に対しまして同市が主催いたしますサミットへの参加要請を受けましたことから、参加に向け、検討いたしたいと考えているところでございます。

3点目といたしまして、追加報告とさせていただきます。7.5大雨被害についてでございます。去る7月5日の大雨によりまして、緑ヶ丘霊園の園路が侵食される被害が発生しております。お盆も近づいておりますことから、早急に復旧工事を進めたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長よりご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○(松崎課長) それでは、環境課からの報告案件につきまして、委員会資料に基づきご説明をさせて

いただきます。

資料10ページをごらん願いたいと存じます。2の節電を取り組みについてでございますが、初めに、

(1)の経過につきまして、この夏の全国的な電力需給の逼迫が見込まれる中、5月18日、国の電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議の合同会議において今夏の電力需給対策が示され、北海道電力管内の需要家に対し、対平成22年比7%以上の節電要請が示されました。5月21日には、北海道電力北見支店長が来庁し、北見市に対し7%以上の節電要請を受けたところでございます。また、5月22日には、北海道オホーツク総合振興局長より北見市に対し文書による節電要請を受けております。北見市では、国、北海道、北海道電力からの節電要請を受け、6月4日付で庁内に各総合支所を含めすべての部局で構成する北見市節電対策検討会議を設置し、3回にわたり検討を進めてまいりました。

次に、(2)の節電目標、(3)の節電期間、(4)の節電施設についてでございますが、北見市の節電目標と期間、節電施設につきましては市庁舎施設を初めすべての市施設を対象に国、北海道電力からの要請に合わせ、平成22年7月から9月の使用電力量に対し7%以上の節電を目標とし、節電期間は7月23日から9月14日としております。なお、執務室での取り組みにつきましては、7月3日より先行して実施しております。

次に、(5)の節電の主な取り組み項目についてでございますが、①といたしまして執務室などでの取り組みとして、照明機器、パソコン機器、コピー機、エアコン、それから電気ポット等の使用制限などによりまして節電を徹底することとしております。

次に、11ページの②、執務室等以外での取り組みについてでございますけれども、市道街路灯のナトリウム灯への切りかえ、市道街路灯の一部消灯、それから施設外灯の間引き及び時間設定の変更、町内会防犯灯のLED化への補助、クリーンライフセンターの飛灰溶融炉の定期点検時期を前倒して実施

することなどにより節電に取り組むこととしております。

③、その他の取り組みといたしまして、職員からの節電アイデアを募集するなど、庁内での取り組みの共有化を図っていきたくと考えております。

次に、(6)の節電に向けたスケジュールについてでございますが、7月3日から執務室での取り組みを開始するとともに、全体的な取り組みにつきましては昨日庁議決定をしまして、本日委員会にもご説明をさせていただき、23日からの取り組みを開始したいと考えております。

次に、(7)の節電の協力要請等につきましては、指定管理者などへの協力要請を初め、広報紙、ホームページなどによる市民への節電協力要請を実施していくほか、関係団体を通じ事業者、団体等への節電協力の要請をしまいたいと考えておまして、それぞれのご家庭や職場での節電にご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、資料12ページには、参考資料といたしまして節電効果量の試算を掲載させていただいております。各施設区分ごとに基準とします2010年7月から9月までの消費電力量とこの夏の節電効果量を試算しまして、7.1%の節電効果量を見込んでおります。なお、3番目の上記に含まれない取り組みといたしましては、数字としての押さえは難しくても、総じて節電効果として上積みができる、いわゆるプラスアルファ分として見込んでいる取り組みでございます。

また、お手元に別冊資料といたしまして節電対策検討会議で取りまとめました北見市役所庁舎節電の取り組みを配付させていただいております。市庁舎での取り組みにつきましては、職員がこれに基づき節電に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、資料13ページをごらん願います。3の汽水湖環境サミットの参加についてでございますが、

(1)の経過といたしまして、去る5月31日、島根県松江市より副市長が来庁しまして、日本最大の汽

水湖であるサロマ湖を抱える北見市に対し、汽水湖環境サミットへの参加依頼を受けたところでございます。サミットの開催趣旨等につきましては、日本各地に存在する汽水湖では水質環境の改善や生態系の保全が課題になっている状況があり、汽水湖を抱える自治会がこれら課題解決の糸口を探るサミットを開催したいとの趣旨で、開催日は11月6日、内容につきましては基調講演、事例発表、パネルディスカッションなど、参加予定自治体は松江市ほか4自治体程度を予定していると伺っております。北見市といたしましても、将来にわたりサロマ湖の環境が保全され、観光、水産資源としての利活用を図っていくことは大変重要な課題と認識しておりますことから、サミットへの参加を予定してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、追加資料として提出させていただいております7.5大雨被害についてご説明させていただきます。追加資料1ページの図面をごらんいただきたいと存じます。7月5日の大雨によりまして、緑ヶ丘霊園内の園路が侵食される被害が大小10カ所ほど発生しております。現在関係部と連携をしながら被害状況の調査、把握を進めており、お盆の時期までに復旧工事を完了するよう対応してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○（伊藤委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（斎藤委員） 私からは、まず節電についてなのですが、猛暑であった平成22年に対し今夏の電力需給を見通した場合に逼迫するおそれがあるということで、7%以上の節電要請を受けたと。7%以上全道的に達成できれば、計画停電も回避されるのではないか。それでは、昨年、平成23年度は平成22年度に対して何%のマイナスだったのかお聞きをしたいと思います。

それと、節電の取り組みの中でさまざまな対策が列記をされておりますが、執務環境として市庁舎の

節電というのが書かれてございます。具体的には電灯の間引きなどもされてはいますが、このパラボという建物は窓のない閉鎖空間、そういう中で今執務をされているのです。節電目標だからということで一律に間引きをすることによって例えば精神衛生上仕事の能率が上がらないであるとか、倦怠感を感じるとか、視覚的に夕方になると目が疲れるとか、そういうことも考えられますので、しっかりと職員の方にアンケート等聞き取りも行った上で余り過度にならないような執務環境をつくっていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○（宮沢委員） 節電の関係でございますけれども、病院だとか特別養護老人ホーム、さらにグループホーム、あるいは身障者の絡みの紋別養護学校きたみ学園分校だとかテルベだとか、そういう福祉施設に対する対応はどのようになっているのでしょうか。特に車いすだとか、あるいは人工透析をやられているような人たちの命にかかわる問題でありますので、その辺についてのご答弁を賜りたいと思っております。

それから、大雨被害の緑ヶ丘霊園の関係ですけれども、大きな道路については毎年崩れたりなんなりしていますので、コンクリート舗装にするべきだと私は思います。さらにまた、通路については、ぜひ計画的にアスファルト舗装で行ったほうがいいのではないかと。何かしら毎年整備をしているように思います。したがって、中途半端なことではなく、計画的にきちんとした整備をしなければならないと思います。

さらにまた、ほかに南丘の北見ヶ丘霊園がありますし、留辺蘂自治区も端野自治区も常呂自治区もあるわけでありましてけれども、そちらのほうの関係については大丈夫なんでしょうか。その辺についてもお伺いをいたします。

○（菊池委員） 節電の関係ですけれども、1つは北海道電力から北見市に対して要請があった、オホーツク総合振興局から北見市に対して要請があったということで北見市節電対策検討会議を設置したと

いう経過なのですけれども、この北見市という受けとめはどういう趣旨なのでしょう。北見市役所の取り組みを求められたという意味なのでしょう。その点お聞きをしたいのと、どちらの姿勢で部長が責任者として北見市の節電の検討をされているのかということを知りたい。

それから、執務室以外というところで、予定となっているのですけれども、市道街路灯の一部消灯となっています。いわゆる計画停電を求める時間帯と街路灯がつく時間帯がどこか重なっている部分があるかと思えます。しかし、設定時間を変えれば全部つけていてもいい、9月ですからどれくらい日が短くなるかということがありますけれども、そういう点から考えて例えば間引きしてしまうとか、そのようなことは余りやらないで設定時間をどうするかということをお考えいただいたらいいのではないかと思います。

それから、先ほどの最初の質問とかかわるのですけれども、参考資料12ページは市全体の電力使用量となっています。942万9,922キロワット、その7%が66万95キロワット。結局説明では市全体とは市の施設なのです。では、本当に必要なことは何なのか。北見市全体で7%ぐらい節電できればいいというのが市長が考えることなのではないかと思うのですけれども、その点どんなふうにお考えなのでしょう。

それから、汽水湖環境サミットですけれども、余り聞きなれない汽水湖という言葉、意味は知っていましたが、これが北見市にとってどういう位置づけのものなのか。汽水湖とは何か説明がここにぱっと書かれていてもいいのではないかと。いきなりサミットに参加しますと言われて、わかる人はわかるのでしょうけれども、何となくわかりません。汽水湖とは、どんな可能性があって、どういう役割を果たしているということがここにもう一枚ペーパーぐらいあってもいいのではないかと思います。

それから、大雨に関してですけれども、雨の諸数値について全く説明されないで、雨が降りました、

穴が掘れましたという説明なのですけれども、諸数値に関しては総務部かどこかで発表しているペーパーがあるのであれば、本当はつけていただきたかったということなのですが、私がお伺いしたいのは、大変ひどい侵食がありました。たまたまなのでしょうけれども、墓石に余り影響がなかったとは聞いたのですが、墓石にも影響が出てしまった場合、補償になるのかどうかわかりませんが、そういう点も今後考えていかなければならないという意味では、たまたまこの道路のところに水が流れているので、非常にいいのですけれども、できれば市民が利用している墓石に影響を与えない対策を若干講じることができればいいと思うのですけれども、その点どうお考えでしょうか。

以上です。

○（松崎課長） まず、斎藤委員から平成23年度の電気の使用量はどのような状況だったのかというご質問でございますけれども、私どもで今把握している部分につきましてはいわゆる市庁舎施設、パラボ庁舎、2条庁舎、桜町庁舎、それから各総合支所庁舎といったところを含めての数字につきましてはお手元の別冊の資料1ページのところに平成22年と平成23年という形で数字をお示しさせていただいております。そのほか出先機関、小さな施設からいろいろありますけれども、そういったところの全体を含めた電気の使用状況につきましては現在エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づくエネルギー調査を実施させていただいております、その調査が今月中ぐらいには何とかまとまるかという状況でございますので、今現在ではこの市庁舎部分の数字という状況でしか把握しておりませんが、平成23年を見ますと市庁舎が分散して施設が重複しているという状況もございます、数字だけを見ますと平成22年度よりも少しふえているという状況になってございます。それから、市庁舎での節電について、特にパラボの中で窓のないような部屋での節電、やり過ぎにならないようにというご指摘もいただきま

したが、実際に明るさがどの程度なのかということ  
を私どもと市庁舎を管理しております総務課で照度  
計というものではからさせていただいて、一定の基準  
をクリアできる範囲での節電消灯といったことをそ  
れぞれの職場にお願いしているところがございます。

次に、宮沢委員から病院ですとか福祉施設ではど  
のような対策になるのかというご質問でございます  
けれども、市で管理しております診療所ですとか介  
護施設、老人ホームなどといったところにつきまして、  
当然命にかかわるような部分については過度な  
節電ということは考えておりません。あくまでも事  
務室ですとか、そういうところでのできる範囲での  
節電ということで対応してまいりたいと考えている  
ところでございます。

それから、緑ヶ丘霊園の大雨被害に関しまして園  
路をコンクリート化する必要があるのではないかと  
いうご質問いただきましたけれども、確かにコンク  
リートで舗装化することによって雨水が処理しやす  
くなるという面もございますけれども、緑ヶ丘霊園  
につきましては傾斜地にあるという条件もございま  
して、その受けた水の処理ということも慎重に考え  
なければなりません。そういうこともございますの  
で、今後そういったことにつきましては関係する部  
局とも協議をさせていただく中でどういう対策がい  
いのかというあたりについてはよく検討させていた  
だきたいと思っております。

また、緑ヶ丘霊園以外の北見ヶ丘霊園ですとか、  
ほかの墓地での被害はなかったのかということでご  
ざいますけれども、幸い今回の大雨による被害は緑  
ヶ丘霊園にとどまっていたという状況でございます。

それから、菊池委員からご質問いただきました北  
海道電力から要請があった、それから道から要請が  
あったということで、北見市はどういう立場でこの  
対応をとるのかということでございますけれども、  
あくまでも北見市という1つの事業体としてまずで  
きる節電をしっかりやっというところ、その上で市民  
の皆さん、あるいは事業者の皆さんにも節電の協力

をお願いしていくという立場で今市としては取り組  
みをさせていただいております。ただ、当然北海道  
電力とも情報交換ですとか連携をとりながら、そう  
いういろいろな情報を市民の皆さんにも適時提供さ  
せていただきたいとも考えているところございま  
す。

それから、街路灯の節電のやり方についてご意見  
いただきましたけれども、このあたりにつきまして  
は所管しております都市建設部でいろいろと実際  
に対応していただくということになります。私どもと  
しては、交通安全だとかということに影響のない形  
でやっていただけるような方法でお願いしたいと考  
えているところでございます。

それから、市長として7%の節電というのをどう  
とらえるべきかというご質問だったかと思いきや  
けれども、まず北見市役所という1つの事業体とし  
てしっかりこの夏の節電に取り組みまして、北海道全  
体で今7%節電ということが求められておりますの  
で、北見市役所もしっかり取り組んだ上で市民、事  
業者の皆様にもその部分をお願いしていきながら、  
この北見市全体で7%、あるいは全道的に7%とい  
う節電が達成できるように取り組んでいく必要があ  
るのかと考えているところでございます。

あと、汽水湖についての資料説明が少し足りない  
のではないかとご指摘をいただきましたが、その  
点はおわびをさせていただきたいと思っております。  
汽水湖につきましては、海水と淡水がちょうど半分ぐ  
らいにまじった湖ということで、普通の海とか湖と  
また違った生態系を構成していると言われておりま  
して、特にサロマ湖は日本最大の汽水湖ということ  
で水産資源においても貴重な湖であろうと考えてい  
るところでございます。

それから、大雨被害においては、園路だとかとい  
うところだけの対策ではなくて、墓石そのものにも  
影響を与えないような対策をとっていくべきではな  
いかというご質問いただきましたけれども、当然市  
の管理しております霊園でございますので、そうい

った災害等によってお墓そのものに影響を及ぼすようなことがないように、その辺はしっかりと対応していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○（皆川部長） 私から菊池委員のご質問に対しまして、北見市のいわゆる要請に対する受けとめというのはどういう受けとめ方をしているのだというお話をいただきました。市としましては、当然一事業所として、先ほど課長からも答弁させていただきましたが、最大限の努力をしてくださいという受けとめ方が1つ。それから、今回の電力需給の逼迫というのは、基本的にはやはり電気事業者が第一義的に対策をとるべきだというのがあります。それから、電力需給の逼迫というのは、あくまでも北海道電力、道全体としての需給の逼迫ということに起因いたしまして、それぞれが努力していただきたい。ですから、どこかが節電していれば、全体としてそのピークをオーバーしなければ、いわゆる計画停電などということには至らないという中身と伺っておりまして、市が全体として多い少ないということよりも市として可能な限り、事業所として可能な限り努力するということを求められているものと受けとめまして、したがって事業所としての努力のみならず、そういった趣旨を市民の方、あるいは事業所などにもお訴えを申し上げながら、全体として節電に協力していきたいと考えているところでございます。

それから、先ほど汽水湖の部分で課長から説明させていただきましたけれども、サロマ湖については環境保護ということもありますが、産業と共生した歴史、そういったことで開発してきた歴史ということがございます。今回のサミットの趣旨が一応切り口としては環境サミットという切り口でございますけれども、内容についてはまだこれから松江市と協議していかなければならないと思います。本市としては、そういったサロマ湖の産業育成と共存してきたという歴史を踏まえた中でのサミットへの参加と

考えてございますので、そういった趣旨としてご理解いただければと存じております。

それから、雨の全体被害の状況については、後ほど所管部から所管常任委員会にご報告があると思いますが、たまたま常任委員会の関係でございまして、私どもの所管する施設につきましてのご報告が先だったということでございますので、ご理解をいただければと思います。なお、全体的な被害状況については、ただいま取りまとめ中とお聞きしておりまして、まとまり次第所管の常任委員会にご報告があるものと理解しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○（宮沢委員） 課長からのとうとうとした答弁がありましたけれども、私は部長から答弁をいただきたいと思います。この霊園の関係ですけれども、たびたびこういう災害が起きているわけです。したがって、災害が起きるたびにどんどん金をつぎ込んでいるという緑ヶ丘霊園も北見ヶ丘霊園も含めてきちんとした対応をしなければならないと思っております。先ほど私が言いましたコンクリート舗装、さらには課長が言っていました雨水の関係、当たり前のことだから、道路整備するのに当然雨水もやらざるを得ないわけです。その辺についての計画をきちんとして、ことしは道路について整備をすると、あるいは来年は園路について舗装をするという計画性を持った対策が必要ではないかと考えるわけです。したがって、行き当たりばったりの行政をすれば、市民の皆さん方に多大な迷惑をかけるわけですから、そのたびにお金がかかるということになりますので、その辺についての再度の答弁を部長からいただきたいと思っております。

さらにまた、電力の関係ですけれども、命と暮らしの関係で福祉施設、グループホーム、あるいは先ほど申し上げましたテルベ、紋別養護学校きたみ学園分校もあるわけでありまして、市民の皆さん方に対するPRというか、即節電が始まってくるわけ



ですので、その辺の命と暮らしにかかわる部分についてのPRをどのようにしていくかという説明を賜りたいと思います。

以上です。

○(斎藤委員) 再度また節電に関してなのですが、11ページのその他の項目のア、エレベーター半数使用停止等もこう決めたから必ずこうでなくてはだめだということではなくて、私も経験あるのですが、やはり2台が稼働していても15分、20分待つ場合があるのです。なかなかエレベーターがやってこない。それが半数になることで例えば30分とか待つというのは、やはり支障が出る場合もありますので、その辺はいろいろな利用者の声を聞きながら柔軟に考えていただくことが必要だろうと。

また、エアコンの節電について、10ページの一番下段になりますが、28度C以上での稼働は全国一律そうなのです。ただ、東京や大阪、本州の蒸し暑い夏を過ごされている方は28度でエアコンをオンすることで耐えられるのですけれども、我々そういう蒸し暑さになれていない人間にとっては28度以上でないとエアコンを入れられないというのは大変厳しいことも考えられます。特に高齢の方なんかもちらっしゃるわけですから、その辺も少し柔軟性を持たせていただけないかと、いかがでしょうか。

○(菊池委員) 先ほど部長、また課長から北見市という取り組みそのものの具体化は北見市役所とおっしゃられて、私は少々考えるのです。オホーツク総合振興局や北海道電力は、北見市長に対して申し入れをするわけです。ということは、北見市はその立場で積極的に動いてくれるのではないかと。もちろん電気の需要者に対して北海道電力自身が行うのは、北海道電力しかないのですから、そのようにやらざるを得ないというのはわかるのです。北見市のせつかくつった取り組みは評価できる内容もあると思うのですけれども、少し受けとめが違うのではないかと。北見市民の皆さんと、やはりその時期がもう来ていいわけでしょう。北海道電力から来

た時点で北見市としてそういう本部をつくったら、まずは自分たちもやるけれども、市民の皆さんもやりましょうというふうにするというのが市長が北海道電力やオホーツク総合振興局から受けた立場なのではないかと思っております。そういう意味ではそういう趣旨の中身が今の報告の文書の中には出てこないのです。何となくその他に入っているのです。市はここまで頑張ります、市民の皆さんもやってくださいと、これが何か後になっているような感じがして、というのは北見市役所がきょうこれをもし発表して新聞紙上に出たら、北見市はこのようにやるのですと載って、市民から見れば、ああ、そうすかではないか。これは、やはり北見市として、例えばこれだけの電気使用量があつて、この分は何としても減らしましょうというのが市長の立場なのではないか、部長の立場なのではないかと私は思っているのです。そういう点で何か、市役所としてやるのは当たり前です。それがメインになった報告というのは、私はどうも違和感を感じるのです。それで、これを見ていると、市長の記者会見が17日で、次の週の月曜日から節電の開始となるのです。遅過ぎませんか。もう要請受けた時点から何かが始まっていますいいのではないかと。それで、あそこでもやっている、ここでもやっているという環境づくりがまず北見市の最大の役割だったのではないかと思うのですけれども、とらえ方に私は違和感を感じております、そういうことでいえば、市民の皆さんには参考数値ですけれども、北見市はどれぐらいの電気を使っているのか、それで例えば分野別でわかるのであれば、事業所だとか家庭だとか、こういうところでこれぐらいの電気が使われていまして、この部分で7%ずつみんな減らしましょうというのが早く出てくるべきと思うのです。その点で何か少し取り組みの方向性が違うのではないかと。やっていないとは思わないのですけれども、その辺もう一回考え直す必要があるのではないかと。記者会見でこのまま市長が話せば、おかしいのではないかとと言われて

しまいます。そのように私は思います。

それから、墓石の関係なのですけれども、もし雨で洗われてしまって壊れてしまったと、これは補償対象に北見市はできるのかどうか。今回なかったからよかったのですけれども、その辺だけお聞きをしておきたいと思います。

以上です。

○（松崎課長） 菊池委員からご質問いただきました墓石に対する影響が出た場合、市として補償なり何らかの対応をとるのかということでございますけれども、北見市の管理上に瑕疵があるという場合はそういうことも想定されますし、もしその場所がもうお墓として使えるような状況でなくなったということが発生しましたら、別の代替地に移っていただくということも、条例上そういう措置がとれるようになってございますので、そういったような対応も含めて対応させていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、斎藤委員からご質問いただいておりますエレベーターですとかエアコンの使用について、厳密に徹底するというだけではなくて状況に応じて臨機応変にということでございますけれども、このあたりにつきましては市民に利用していただくということも当然あるわけでございますので、その利用される市民の年齢層なり、人数ですとか頻度といったようなことはやはり考慮していく必要があるのかと思いますので、そういった形で対応させていただきたいと考えます。

以上でございます。

○（皆川部長） 私から、宮沢委員からご指摘をいただきましたいわゆる復旧、それから整備をきちんとやっていけというお話をいただきました。当面お盆も近いので、今回の災害につきましての復旧事業を急ぐことはもちろんでございますけれども、こうした災害のたびに同じところが同じような被害を受けているという状況に対しまして、もう既に北見ヶ丘霊園の一部については担当部局と協議しながら実

施計画にも位置づけてまして計画的に整備を進めさせていただいているところでございますが、緑ヶ丘霊園につきましても今後担当部局と協議しながらそういった整備につきましても進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それから、福祉施設、命にかかわる部分については、一律の節電という視点ではなくて、きちんとした対応をとるよう求めていきたいというご意見でございます。計画停電等の部分につきましては、防災対策・危機管理室とも連携をしながら、いわゆる福祉の命にかかわる部門の今夏の節電にかかわります電力不足の対応につきましても連携をとりながらきちんとした対応をとってまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それから最後、菊池委員から改めて北見市の姿勢は少しおかしいのではないのかというご指摘を賜りました。基本的に市の姿勢としましては、もう既に7月3日から事務室の部分につきましては先行実施させていただきますとともに、9月いっぱいまで、いわゆる計画期間だけではなく取り組むという方針で取り組ませていただいております。

それから、11ページの（7）にございますけれども、市民に対しても市役所もこういう取り組みをいたします、ですから何とか市民の皆様もご協力をいただきたいということで、もう既に広報の7月号には北海道電力から要請を受けたベースでございますけれども、掲載をさせていただきまして、周知をさせていただいているところでございますし、今後8月号に向けましても停電の部分につきまして掲載をしていこうと、呼びかけをしていこうという内容とさせていただいているところでございます。私の説明が一部、市全体にわたらないようなニュアンスの説明と受けとめられたことに対しまして、改めておわびを申し上げ、広報、市ホームページ、市庁舎における市民向けポスター、それからラジオ放送、これはFM北海道ですけれども、こういった方々、い

わゆるマスコミ関係にもご協力をいただきながら、市全体として何とか計画停電ということには至らないように、市民、それから事業者に対して積極的に市として呼びかけてまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○（菊池委員） 今部長の答弁で市としての姿勢というのは、基本的には市全体の中でそれが進むということ、要は北海道電力から要請されたとかという問題もありましょうけれども、市が主体性を持って取り組むと今答弁されたと思いますので、その点はそのようにお願いをしたいと思います。今福祉とか医療とかというところの北海道電力の対応というのははっきりしていますね。それで、エリア分けをして、私も自宅に北海道電力の計画書みたいなものを配られて、最初は何のこともよくわからなかったのですが、その中で医療機関等があるエリアは88番というエリアになっていけば、計画停電の予定の中には入らないということは聞きました。だから、そのことがすべての施設にわたっているかどうかというところのチェックと、そういう施設でも節電ということは可能だとは思うものですから、そこで影響が出るようなことに関してはそれぞれの担当部でどのように対応するか、北海道電力としてはどういう扱いをしているのかということは自分で聞けばいいのですけれども、それはきちんと協議してされたらいいのではないかと思います。

それからあと、大雨の関係は、ほかの委員会ですらそういうものが出るのだから、それを見てくださというものは、私はどうかと。今回どれぐらいの雨が降ったのか、それによってこういう事態が起こったのですということがやはりそれぞれのところで説明されて不思議なことではないと私は思いますので、そのようにお願いをしたいと思いますし、墓石の補償については、用地の補償はできても墓石の補償は今のところはできないということ、できないと言わなかったの、私はできないと理解するのですけれども、そのようになったので、できるだけ市民の墓

石のところ、先ほど宮沢委員が言われたような方向の整備がいいかどうかもあります、市民の財産になるべく影響を与えない状況をつくりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。これは意見でございます。

○（伊藤委員長） 菊池委員、今のは全部意見でよろしいですか。

○（菊池委員） 意見ですけれども、違っている認識だったら、直してください。

○（伊藤委員長） 理事者から何かありますか。

〔「承ります」と呼ぶ者あり〕

○（鈴木（史）委員） 私、汽水湖の環境サミットについてお聞きしたいのですけれども、委員長、これ一部資料請求したいのですが、4自治体程度が参加するということになっていきますけれども、どう自治体に参加する予定なのか、それと日本に汽水湖と名のつくものがどの程度あるのか、その資料も請求したいと思いますので、よろしく申し上げます。

それと、部長、来年度以降も継続的にこういうサミットが開催されるという環境にあるのであれば、やはり北見市が日本一大きな汽水湖を持っているわけですから、ぜひ北見市で開催してくださいということを行ったら要請してください。

○（皆川部長） 今鈴木委員のご質問、ご意見賜りましたけれども、参加自治体につきましては実は今松江市のほうで自治体に要請中でございまして、議会との関係もございまして、今の時点で明らかにすることについては、お許しを願いたいということでございますので、そこにつきましてはもちろん決まりましたらご報告申し上げますけれども、今の時点での資料提出についてはご勘弁をいただきたいと思います。

あと、汽水湖の全国の状況につきましては、後ほど委員長を通じまして資料として提出させていただきたいと思っております。

それから、今回のサミットの主催でございますけれども、基本的には単発の松江市の主催のイベント、

松江市としてはそう考えているけれども、サミットの中でそういうご意見が出れば、また改めてそこは協議させていただきたいというお話を松江市の副市長もしておりましたので、その辺につきましては参加するときにお話させていただければと存じます。

以上でございます。

○（鈴木（史）委員） 汽水湖としてもそんなに数少ないでしょうから、毎年開かれる環境にはないのかもしれないかもしれませんが、次回開かれるような環境づくりができれば、北見市で開催ということまでぜひ強く要望してきてください。お願いします。

○（伊藤委員長） ほかにご質疑ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（伊藤委員長） なければ、以上で市民環境部からの報告を了します。  
暫時休憩いたします。

午後 0時52分 休憩

---

午後 0時52分 再開

○（伊藤委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部からの報告3件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（藤田部長） どうもお疲れさまです。私から、委員会資料のほうでございませうけれども、まず初めに不活化ポリオワクチンの導入に係る準備について、国においてことし9月1日よりポリオの定期接種ワクチンを不活化ポリオワクチンに一斉に切りかえることとして、予防接種実施規則の一部を改正する省令の改正など所要の準備を進めているところでございますので、北見市における導入に向けた準備についてご報告をさせていただきたいと考えております。

次に、追加させていただきました案件でございませうが、まず上ところ診療所についてでございます。資料はございませんので、口頭で説明させていただきます。当診療所は、平成22年4月から運営形態を

市の直営診療所として再開し、現在に至ってございますが、このたび現在診療をしております森医師より地域の方々に対して平成25年4月以降の診療について独立して運営を行い、地域医療を担っていきたいとの話があったところでございます。一方、市としましては、地域の医療体制を存続するためには地域住民の皆様のご利用とご協力が不可欠と考えておりましたが、去る6月22日に地元上ところ地域の皆様方より現在地域に根差した診療を行っている森医師への診療所の運営移管と診療所施設の改修及び医療機器の整備などについて強い要望があったことから、市としても地域医療の確保につながるかの判断から、これらの要望について具体的に検討してまいりたいと考えているところでございます。いずれにいたしましても、上ところ診療所につきましては、地域の皆様のご利用とご協力がなければ存続できませんので、今後地域の皆様とも十分協議を行い、地域の安心・安全な医療体制の確保を図ってまいりたく考えております。

次に、介護福祉課所管に係ります別冊追加資料でございませうけれども、地域密着型サービス事業所の整備についてであります。第5期介護保険事業計画にあります施設整備について、6月21日に北見市介護保険事業計画策定等委員会を開催し、整備をいたします年度及び整備をいたします地域についてお諮りし、ご了承いただきましたので、今後の事務の進め方を含めましてご報告をさせていただきたいと考えております。

なお、不活化ポリオワクチンと地域密着型サービス事業所の整備につきましての詳細については、資料に基づきましてそれぞれ担当課長より説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○（梅田課長） それでは、私から不活化ポリオワクチンにかかわって委員会資料に基づきご説明させていただきます。

委員会資料6ページをごらんください。一番最後

のページでございます。まず初めに、不活化ポリオワクチン導入の概要でございますが、現在予防接種法に基づく急性灰白髄炎、いわゆるポリオの予防接種について当市では生ポリオワクチンを春と秋の2度、日時、会場を決めて集団接種によって行っていました。本年4月27日にワクチン関連麻痺が発生するおそれのない単独の不活化ポリオワクチンが薬事承認されたことを受け、厚生労働省は本年9月1日よりポリオの定期接種ワクチンを生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンに一斉に切りかえることにしたところでございます。

そこで、北見市の方針でございますが、秋に予定しておりました生ポリオワクチンの集団接種を取りやめまして、国の方針どおり、9月1日からは不活化ポリオワクチンの接種を行うことといたします。現在国においては、関係規定の改正に係る手続を踏んでいるところでございまして、その施行期日は9月1日を予定されておりますが、当市といたしましては既に北見医師会との協議を重ねており、9月1日から市内13医療機関において個別に通年接種ができるよう準備を進めているところでございます。なお、今年度の対象者数は2,349人を見込んでおりまして、広報きたみ8月号で周知するとともに、個別に文書あるいは面談により周知を図ってまいります。また、所要の経費につきましては、第3回定例市議会に補正計上させていただきたく予定してございません。

私からは以上でございます。

○(駒井課長) それでは、私から第5期介護保険事業計画に基づきましての地域密着型サービス事業所の施設整備につきまして、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームと小規模多機能型居宅介護事業所の整備についてご報告させていただきます。

追加資料1ページをごらんください。第5期介護保険事業計画における施設整備では、地域密着型のグループホーム3ユニット、27床と小規模多機能型

居宅介護事業所2施設、定員50名につきまして新規に施設整備を行うこととしております。整備年度及び地区につきましては、要介護高齢者数の状況を勘案し、施設整備が必要とされる圏域に対し事業者を公募し、整備することとしておりますが、先月6月21日に介護保険事業計画等策定委員会を開催し、資料下段にありますけれども、北見市内9つの日常生活圏域別設置状況の中で高齢者100名に対する定員の割合の少ない圏域であります北部地区にグループホーム2ユニット、18床、小規模多機能型居宅介護事業所1施設、定員25名を平成24年度に設置することとし、次に少ない留辺蘂地区につきまして小規模多機能型居宅介護事業所1施設、定員25名と中央地区にグループホーム1ユニット、9床を平成25年度に施設整備することについてお諮りし、ご了承をいただいたところでございます。

なお、端野地区につきましては、平成22年度に小規模特別養護老人ホームを新設したことから、第5期介護保険事業計画の中では公募しないことについてご了承いただいたものであります。

平成24年度の整備予定であります北部地区についてであります。来月から9月にかけて事業者の公募を行い、介護保険事業計画策定等委員会で選考いたしまして事業予定者を決定し、本年度中に事業を開始していただく予定で事務を進めてまいりたいと考えているものであります。

また、施設整備後の高齢者100名に対する定員の割合は、表の黒太枠で示しております割合となるものです。

以上で第5期介護保険事業計画における地域密着型サービス事業所の整備につきましてご報告させていただきました。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○(伊藤委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(菊池委員) 全体計画の中での施設整備ということで、グループホーム及び小規模多機能型居宅介



○（駒井課長） まず、菊池委員からの先ほどの地域密着型サービス事業所の計画、平成25年度についてなのですが、一応1ユニットという形で公募させてもらう予定で、おっしゃるとおり既存ではなかなか難しい部分もあるのですが、総体の事業、このグループホーム以外の事業でやっているところについてはある程度可能な部分もありますし、現在1ユニットのところのプラスアルファ1ユニットという形で募集してくる場合もあるかと考えてございます。

あと、特別養護老人ホームの増床の部分についてなのですが、広域サービスという形で、地域密着型サービス事業所は北見市で審査して認定できるのですが、特別養護老人ホームはまだ広域の中での整備計画と、道の計画という形になっておりますので、その中で整備状況が図られていくということになってございます。

以上です。

○（菊池委員） 以前は北見市で施設を建てたいといったら、そのエリアではこれだけですから、もうあと何床しかありませんとか、例えば50床建てたくても10床しかありませんから北見市は無理ですと一蹴されたら、古い話ですが、そのようにずっと聞いていました。それで、現在は道が建ててはいけませんとかという話ではなくて、広域と言われましたけれども、基本的にはその市町村がどのようにしたいという方向性ができれば、それはその方向で進むとこの6月に総合振興局で聞いてきたのですけれども、そういう認識でいいですかということなのです。

○（駒井課長） あくまで市町村の判断で建設含めたというのは、先ほどもご説明しましたけれども、小規模特養、定員29人以下なのですけれども、これは地域密着型サービス事業所に入りますので、市町村で計画の中で判断して整備していくということが可能なのですが、それ以上大きいものになりますと、やはり要請含めてなのですから、道の計画の中での最終決定という形になってございます。

以上です。

○（伊藤委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（伊藤委員長） なければ、以上で保健福祉部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 1時11分 休憩

---

午後 1時11分 再開

○（伊藤委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 1時12分 閉議

---